

# 令和7年度 MICE施設の受入環境整備事業

## 補助事業の目的

- ✓ 我が国のMICE施設が、国内需要のみならず世界にも目を向け、新たな国際MICE開催ニーズ（DX・サステナビリティ等）への対応や更なる魅力向上のための新規投資と効果的なプロモーションに加速的に取り組むため、国の支援を講じるもの。これにより、世界有数の「MICE開催国」の実現に向け、我が国各都市の国際競争力強化を図る。

## 補助対象事業

※下線部は今回より新規拡充したメニュー

### ① 新たな国際MICE開催ニーズへの対応

#### (1) オンライン併用開催に対応するためのネットワーク環境の整備

【対象事業例】

- ・無線LAN、有線LAN環境の整備
- ・回線の機能拡充 等



#### (2) サステナビリティへの対応

【対象事業例】

- ・デジタルサイネージ（大型含む）
- ・LED照明機器の整備



### ③ 施設による国際MICE向けプロモーション環境整備

【対象事業例】

- ・多言語対応ウェブサイト等の整備
- ・MICE誘致におけるバーチャル視察に対応するためのVR等の導入 等

### ② 主催者にとって魅力の高い開催環境の実現

#### (1) 映像配信機能の強化

【対象事業例】

- ・スクリーンの大型化・LED化
- ・高解像度プロジェクターの設置 等

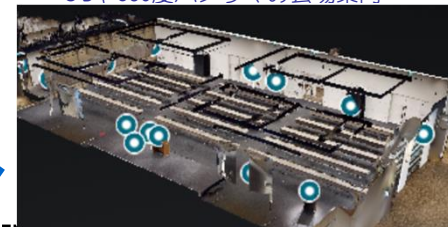


#### (2) 国際会議に対応した設備機能の強化

【対象事業例】

- ・同時通訳システムの設置 等

3Dや360度パノラマの会場案内



■ **補助対象者**：コンベンション法の施設基準を満たし、国際会議（ICCA基準）の開催実績のある施設等の所有者又は施設管理者

■ **補助率**：1/2（上限2000万円）※機能の向上を伴わない費用（維持費用、修理修繕費用・代替更新のみに要する費用）は経費対象外  
※応募状況によっては一部事業のみ採択する可能性があります。

# MICE施設の受入環境整備事業 事業フロー



※関係書類については事業終了後の翌年度から5年間保存

# MICE施設の受入環境整備事業 応募期間等

## 応募期間

応募期間：令和7年3月6日（木）～令和7年4月3日（木）15時必着

## 運用開始期限

会計年度末（令和8年3月）までに自己評価（応募要領参照）を実施できるよう、本事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

## 提出書類

- 応募要領で指定する様式の要望書
- 設計図、図面等（基本的に、要望書の所定の欄へ貼り付けてください。）
- 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料（複数の事業者からの見積書必要）
- 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料
- 補助を希望するMICE施設の概要が分かる資料

## 注意事項

- 本補助金の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす経費とします。
  - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
  - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
  - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- 国（独立行政法人を含む。以下同じ。）による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、及び交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象とはなりません。ただし、交付の可能性があったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。
- 国からの補助とは別に地方公共団体からの補助金を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 国の財源により整備された施設の場合には、原則として補助金の対象となりません。
- 補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。